

令和元年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和元年8月19日(月)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案の審議
議案第7号 弘前市部活動指導員の設置等に関する規則案
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、3番 日景 弥生 委員、4番 村谷 要 委員、
5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

- 2番 澤田 美彦 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、
教育総務課長 中村 工、学校整備課長 三上 善仁、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、教育センター所長 三上 文章、
生涯学習課長 柳田 尚美、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、
文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊、教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

午後3時 開会

○教育長(吉田 健) これより、令和元年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 日景 弥生 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。
会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長(吉田 健) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。
本日の案件は、議案が1件となっております。

・議案第7号

- 教育長(吉田 健) 議案第7号 弘前市部活動指導員の設置等に関する規則案、事務局から説明をお願いします。

- 学校指導課長(横山晴彦) 議案第7号 弘前市部活動指導員の設置等に関する規則案についてご説明します。提案理由は、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を弘前市立中学校に配置するにあたり、必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものです。規則の制定の背景について説明します。

現在学校では、いくつかの運動部活動等に外部コーチをお願いして技術指導を行っておりますが、活動中の事故等に関する責任の所在が不明確であることから、外部コーチのみでの大会引率はできないとされています。部活動指導員というのは校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会の引率を行うことを職務とする非常勤職員で、平成29年4月学校教育法施行規則に規定されました。部活動指導員は正式な学校職員であることから、部活動指導員単独での引率や指導も可能であり、その設置に必要な規則の制定や研修実施等の体制を整備した上で任用し、部活動担当職員と分担・協力してその職務を行うことにより、部活動の質的な向上と教員の負担軽減を図ろうとする制度です。それでは規則の説明をさせていただきます。

(以下規則案により説明)

- 教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 3番(日景弥生委員) 第4条の、この職務を行うために必要な見識を有するもの、という部分についてももう少し具体的に説明をしていただけますでしょうか。
- 学校指導課長(横山晴彦) この見識とは、部活動のその種目に関する見識と、教育者という、立場をわきまえて指導が可能であるということの2つのことです。
- 3番(日景弥生委員) 関連しますが、研修を実施することになっていて、ここに部活動の位置づけと教育的意義等と書いてあるのですが、この“等”というのは具体的にどのようなものが入るのでしょうか。
- 学校指導課長(横山晴彦) 研修については、辞令交付の際に最初の研修を行うことを考えておまして、部活動のあり方、子供たちの健全育成や、その種目に関する指導について研修を行います。そのほか、条項に定めている項目の内容について研修することを計画しております。
- 3番(日景弥生委員) 部活動指導員の制度化が、平成29年4月1日から施行されていきますが、県内で既にこういうような事を行っている市町村はあるのでしょうか。
- 学校指導課長(横山晴彦) これについては、25名が県内にまず配置となるというこ

とで進めておりますが、正式に決まったのが年度明けで、予算化されたのが6月ということで、早く実施したところは8月に開始という例があり、三沢市で取り組んでいます。

○3番（日景弥生委員） 要望ですが、この制度そのものには賛成ですが、この背景にある大きな理由というのは、やはり働き方改革のことではないかなと思います。これから学校で指導員の方が任用されていくと思いますが、その時、効果検証というのをしっかり行っていただきたいと思います。教員の働き方の時間的な問題との関わりがどうなるのか、一方で子供たちの立場から、例えばある程度専門性の高い方が任用されるのではないかと考えられますので、スポーツの面でプラスになったとか逆にやっつい面ばかりではないと考えられますので、マイナス面や課題について、施行時に、年度が終わった時にこういうことを聞きたいということ、あらかじめ伝えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校指導課長（横山晴彦） この規則制定後に要項を定め、その中に提出書類で取り組んだ内容の報告を計画しています。今年度2つの中学校をモデル校として実施したいと考えておりますので、実際に指導された部活動指導員の方と、学校とそれぞれの効果について伺いながら次年度に生かしていくということで計画を立てています。

○教育長（吉田 健） この制度は平成29年4月1日施行と書いてありますが、予算の関係などから実際は今年からです。今年から各市町村に割り当てがあり、弘前市の場合4人というものです。

○3番（日景弥生委員） 人数の上限は決まっているのですか。実際には4人では全然足りないと思いますが。

○教育長（吉田 健） 結局お金が絡むことや、この報酬だけでは生活できないという中途半端な報酬額である点、指導員としてできない条件などいろいろ制限もあります。

○3番（日景弥生委員） 余談ですが、弘前大学では大学院生を対象に、ティーチングアシスタントというのを採用していて、給料を払っています。90分の授業でこれくらいの金額で、学生が例えば実験の時に準備をしたり、先生が説明したやり方を側で補助したりする。大事なこととして、お金もそうなのですが、教員採用試験の時に、履歴書に書けるということです。この任用される方が、どういう方が対象なのか私もよくわからないままにお話していますが、例えば大学院生等も対象にできるのであれば、本人にとって有益であると思います。

○教育長（吉田 健） そういう方がいればということですが、今選んでいるのは実績があって去年一昨年とずっと生徒を見てくれている、そういった方を推薦しようと考えているようです。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第7号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は可決されました。

た。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年第6回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時34分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 日 景 弥 生

署名者 村 谷 要